

四日市市告示第485号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和6年5月24日

四日市市長 森 智 広



1 名称

中納屋町自治会

2 規約に定める目的

本会は、地域住民相互の親睦と環境・福祉の増進を図り住みよい清潔な町づくり達成のため市行政に協力すると共に町内自治の活動を推進することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員の福利厚生に関する事。
- (4) 集会所、その他施設の運営に関する事。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事。

3 区域

四日市市中納屋町の区域全部

4 事務所

四日市市中納屋町6番4号

5 代表者の氏名及び住所

大久保 仁司

四日市市中納屋町5番12号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20の規定による場合又は、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得た場合

9 認可年月日

令和6年 月 日

(市民生活部市民生活課)